様式第１（第４条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 別紙１

半田市移住者就業起業促進事業費補助金交付申請に関する誓約事項

※確認した誓約事項のチェック欄にレ点を付けてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 誓約事項 | チェック欄 |
| １　半田市移住者就業起業促進事業に関する報告及び立入調査について、愛知県及び半田市から求められた場合には、それに応じます。 | □ |
| ２　以下の場合には、愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領に基づき、半田市移住者就業起業促進事業費補助金の全額又は半額を返還します。 | □ |
| （１）虚偽の申請その他の不正な行為等により半田市移住者就業起業促進事業費補助金の交付決定を受けたことが明らかになった場合：全額 | □ |
| （２）半田市移住者就業起業促進事業費補助金の申請日から３年未満に移住先市町村から転出した場合：全額 | □ |
| （３）半田市移住者就業起業促進事業費補助金の申請日から１年以内に半田市移住者就業起業促進事業費補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額 | □ |
| （４）起業支援事業実施要領（Ｐ）に基づく交付決定を取り消された場合：全額 | □ |
| （５）半田市移住者就業起業促進事業費補助金の申請日から３年以上５年以内に移住先市町村から転出した場合：半額 | □ |
| ３　半田市移住者就業起業促進事業費補助金の返還にあたり、半田市移住者就業起業促進事業費補助金を受領した日から返還金を納付した日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。  また、半田市移住者就業起業促進事業費補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を加算して納付しなければならない。 | □ |

上記の事項について、これを遵守することを誓約します。

年　 　月　　 日

署名欄：